

■建築物衛生法定期検査(15項目、12項目)

	項 目	単 位	飲料水水質基準
1	一般細菌	個/mL	100 以下
2	大腸菌	－	検出されないこと
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01 以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10 以下
31	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0 以下
33	鉄及びその化合物	mg/L	0.3 以下
34	銅及びその化合物	mg/L	1.0 以下
37	塩化物イオン	mg/L	200 以下
39	蒸発残留物	mg/L	500 以下
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3 以下
46	pH値	－	5.8以上8.6以下
47	味	－	異常でないこと
48	臭気	－	異常でないこと
49	色度	度	5 以下
50	濁度	度	2 以下
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01 以下
20	塩素酸	mg/L	0.6 以下
21	クロロ酢酸	mg/L	0.02 以下
22	クロロホルム	mg/L	0.06 以下
23	ジクロロ酢酸	mg/L	0.04 以下
24	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1 以下
25	臭素酸	mg/L	0.01 以下
26	総トリハロメタン	mg/L	0.1 以下
27	トリクロロ酢酸	mg/L	0.2 以下
28	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03 以下
29	ブロモホルム	mg/L	0.09 以下
30	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08 以下

は、消毒副生成物(12項目)1回/1年(測定期間6～9月)

は、1回目の検査で基準に適合していれば年1回に省略できる項目 1回/6月

■建築物衛生法定期検査(7項目)

1回/3年

	項 目	単 位	飲料水水質基準
13	四塩化炭素	mg/L	0.002 以下
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下
16	ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下
17	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下
18	トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下
19	ベンゼン	mg/L	0.01 以下
44	フェノール類	mg/L	0.005 以下